

第2号様式（第4条関係）

地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）
事業計画（変更計画）書

平成 25 年 6 月 30 日

1 実施主体

(1) NPO法人等が申請する場合

NPO法人等 (実施主体)	種別及び名称	震災支援ネットワーク埼玉		
	住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂4-3-1-303		
NPO法人等 (連携先)	種別及び名称	震災支援ネットワーク埼玉	担当者名	愛甲 裕
	住所	埼玉県さいたま市浦和区 高砂4-3-1-303	電話番号	048-829-7400

(2) 協議体が申請する場合

協議体の名称				
代表構成員の団体名 及び代表者職氏名				
構 成 団 体	都道府県・市区町 村名及び部課名		事業における 役割	
	民間非営利組 織の種別・名称		事業における 役割	
		住所		電話番号

2 事業概要

事業名	避難者の生活再建をサポートし孤立防止を図る交流会・相談会運営支援 および電話相談事業
総事業費	6,170,000 円（うち希望補助金額 5,463,000 円）
事業の実施期間	平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

注：補助対象期間は補助金の交付決定日からとなります。

3 事業計画

<p>地域における 課題と事業の 目的</p>	<p>地域課題、地域社会にとっての必要性（ニーズ）及びその確認方法、重要性、この事業により期待できる成果、地域住民への効果等がわかるように記載してください。</p> <p>震災支援ネットワーク埼玉（SSN）では、平成 24 年 3 月に福島県災害対策本部にご協力をいただき、福島県から埼玉県に避難中の 2011 世帯を対象に、大規模調査を実施した所、有効回答者の約 7 割に心的外傷後ストレス障害（PTSD）の可能性があるという結果がでました。</p> <p>そして、翌年の平成 25 年 3 月に、埼玉県内全 63 の自治体に協力をいただき、県内避難者数の調査を行った所、各自治体が把握している数値として、県内 55 の市・町に、6,770 名が避難生活を送っていることがわかりました。</p> <p>【課題 1】</p> <p>現在、埼玉県内では、避難者を受け入れている 55 の自治体の 23.6%で見回り訪問が行われていますが（未回答 4 ヶ所）、避難元自治体の見回りも、県外各地へ離散した避難者宅を網羅することが非常に困難な状態となっています。</p> <p>また、埼玉県内では 20 を超える避難者を対象とした交流会が実施されるようになってはいますが、まだまだ交流会への参加者は限られており、被災者の孤立化が懸念される状況にあります。</p> <p>【目的 1】</p> <p>外出が困難であったり、周囲に悩み相談ができる環境にない避難者等を主な対象とした電話相談窓口を開設することで、各地域の行政や専門機関/専門家と連携しながら地域ぐるみで、被災者が抱える問題の解決を目的とします。</p> <p>【課題 2】</p> <p>埼玉県内の各地域の交流会では、長引く避難生活の中で、避難者それぞれが抱える問題をいかに解決していくかが大きな課題となっています。交流会という場を、離散した絆をつなぐ場とするだけでなく、避難生活における問題を、必要に応じて、地域の専門機関や専門家につないで、着実に解決へ導く場としても機能していけるように、具体的なアクションを行なっていくことが、震災発災後 3 年目を迎えたこの時期に急務であると考えます。</p> <p>【目的 2】</p> <p>避難者/支援者が抱える問題解決を図るために、各地域で実施されている交流会・相談会への専門家派遣および、運営ノウハウの提供を行うことで、各地域の支援団体が行政や専門機関/専門家と連携しながら地域ぐる</p>
---------------------------------	--

	<p>みで、被災者の孤立化を防止し、抱える問題の解決を図ることを目的とします。</p>
<p>事業の目標</p>	<p>「〇〇を〇〇以上にする」等、可能な限り数値を用いて記載してください。</p> <p>【課題1に対する目標】</p> <p>埼玉県を始めとする首都圏への避難者が、高齢である、幼児を抱えている、病気を抱えているなどで外出が難しく交流会・相談会などに出向くことができない状況であっても、電話での相談ができるようにします。担当者は、震災の発災以来、被災者支援活動に精力的に取り組んできた弁護士、司法書士、臨床心理士、社会福祉士などの専門家が対応します。それぞれの被災者の状況を詳細に把握した上で、親身になって相談に対応します。</p> <p>一日平均5件の電話相談×116日(9ヶ月間)＝580件の電話相談に対応。</p> <p>【課題2に対する目標】</p> <p>各地の交流会/相談会と連携し、直接被災者にお目にかかって、現状の問題についてお話をお聞きし、その解決策を一緒に考え、地域の専門機関や他の専門家と連携して具体的な問題解決にあたります。</p> <p>一回平均10件の相談対応×27回＝270件に相談に対応</p>
<p>事業内容</p>	<p>事業の内容、実施時期、実施場所(会場)、参集範囲及び参加予定人数等を具体的に記載してください。事業内容が複数に分かれる場合は、事業ごとに記載してください。</p> <p>【電話相談事業】</p> <p>外出が困難であったり、周囲に悩み相談をする環境にない避難者等を主な対象とし、被災者が抱える問題を丁寧に聞き、問題点を把握し、必要に応じて適切な専門機関/専門家につなぐことができるように、電話相談活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士、司法書士 社会福祉士、臨床心理士有志による相談対応チームが電話相談に対応。 ・ 相談内容を丁寧に傾聴し、問題点を相談シートに記入し、相談内容に応じて専門家相談チームにつなぎます。 ・ 相談内容に応じて専門家の立場から、被災者の問題解決に向けてのアドバイスを行い、必要に応じて専門機関につなぐ役割を担います。 <p>◆支援対象者</p> <p>東日本大震災により被災し、埼玉県内に避難して来た被災者 6,770名※そのうち、主に以下のような方をサポートします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者 ・ 障害者 ・ 幼児を抱える母親 ・ 悩みを周囲に打ち明けられる環境にない方

・その他、外出が自由にできない状況にある方など

※震災支援ネットワーク埼玉 埼玉県内自治体調査より（平成 25 年 3 月調べ）

◆電話開設場所

埼玉県さいたま市南区别所 3-16-11 埼玉ビル 601
電話番号 048-829-7400 にて対応。

◆実施日

平成 25 年 7 月～平成 26 年 3 月の金曜、土曜、日曜（合計 116 回実施）
※平成 25 年 12 月 30 日～平成 26 年 1 月 3 日を除く

【交流会・相談会運営支援事業】

県内各地で被災者交流会・相談会を運営している被災者、被災地出身者、地域団体に対し、運営サポートを行います。交流会・相談会には専門家を派遣し、参加者の悩み相談に直接対応できるよう体制づくりを行います。

◆支援内容、開催日

被災者の話を丁寧にお聞きし、避難生活において抱える問題点を把握し、必要に応じて適切な専門機関/専門家につなぐことができるように、支援者の対人支援、寄り添い支援のノウハウを提供します。

法律・心の専門家が参加することで、交流中に挙げられる悩みにも対応できるように場をコーディネートします。

他の参加者・運営スタッフには打ち明けることが難しい悩みを抱えている方がいらっしゃる場合の対応方法などについてもアドバイスを行いながら運営をサポートします。

埼玉県内を 4 つの地域に分けて巡回しながら、月 3 回実施します。（年間 27 回）

同時に、支援活動を行う上で、支援者として抱えている悩み、問題点を参加者同士で共有し、解決策について話し合う場づくりも行います。

また、サポートスタッフ不在時に問題が起こった場合の補完機能として、避難者が抱えるさまざまな問題を解決するための社会資源リストを震災支援ネットワーク埼玉 事務局内に整備しておき、埼玉県内の支援者からの質問に電話で回答。リストにないものはお調べして回答できる体制づくりをします。

◆支援対象

・東日本大震災により被災し、埼玉県内に避難して来た被災者 6,770 名。
※震災支援ネットワーク埼玉 埼玉県内自治体調査より（平成 25 年 3 月調査）

・避難者交流会および相談会を運営する個人/団体の支援者（被災者を含む）

・電話サポートに関しては、行政担当者および関連機関、NPO、交流会を実施している被災者など、埼玉県内で被災者支援活動を行なっているあらゆる支援者を対象とします。

	<p>◆電話サポート 開設場所：震災支援ネットワーク埼玉 事務局内 電話番号：助成決定後、直ちに受信専用電話番号を取得 対応時間：10:00～18:00（月曜～土曜）</p>
<p>見込まれる成果</p> <p>1. 本県の復興 支援・被災者支援の観点</p>	<p>事業によって見込まれる成果について、直接的な効果と波及効果の観点の2つの観点で記載してください。被災者支援の場合は、特に、本事業により支援を受けた被災者の延べ人数を記載してください。</p> <p>【直接的な効果】 ・交流会、相談会運営支援事業による効果 今回の交流会・相談会事業を行うことで、被災者が抱える問題の解決に役立ちます。 交流会の存在が、単に離散した絆がつながる場としての意義というだけでなく、問題解決のできる場となることができます。</p> <p>【波及効果】 ・電話相談による効果 埼玉県内の22の交流会/支援団体と連携し、問題を抱える避難者を見かけたら、電話相談を勧めていただくことで、各地の支援者では解決できない問題がある場合に、被災者が抱える問題解決に集中的に対応します。これにより、各支援団体との連携がますます深まり、地域の行政を始めとする専門機関との、被災者支援ネットワークづくりに寄与できるものと考えます。</p>
<p>2. 取組実施主体の運営力強化の観点</p>	<p>取組内容により、取組実施主体においてどのように運営力強化が図られるのか記載してください。</p> <p>埼玉県はもとより、避難生活者を受け入れている55の各自治体の行政機関との連携により地域ぐるみでの被災者支援体制がさらに強化されるものと考えます。</p>
<p>事業スケジュール</p>	<p>いつ、どのような活動を行うのか、事業の進め方、段取りがわかるように記載してください。</p> <p>【電話相談事業】 ・期間日程 平成25年7月1日～平成26年3月31日（平成25年12月30日～平成26年1月3日を除く）の毎週金・土・日曜日（合計116回）</p> <p>・時間 14:00～20:00</p> <p>・体制 2名体制にて、電話相談を行います</p> <p>【交流会・相談会運営支援事業】 企画運営支援、専門家の派遣、支援者の対人援助のフォローアップを行います。</p>

	<p>・期間日程 平成 25 年 7 月～平成 26 年 3 月の期間内において、交流会については月 2 回、相談会については月 1 回の頻度で巡回し、交流／相談会のサポートを実施します。</p> <p>・活動地域 (1)浦和、大宮、上尾地区 (2)越谷、春日部地区 (3)所沢、狭山、入間地区 (4)熊谷、深谷地区</p>
事業実施体制	<p>事業の実施責任者、会議体の構成員の名称及び役割分担等を記載してください。 複数の団体が連携して申請する場合は、連携の具体的な内容についても記載してください。</p> <p>【電話相談事業】 統括責任者名：高野昭博</p> <p>◆専門家による電話相談対応チーム ・弁護士、司法書士 社会福祉士、臨床心理士有志による相談対応チーム。 ・相談内容を丁寧に傾聴し、問題点を相談シートに記入し、相談内容に応じて専門家相談チームにつなぎます。 ・相談内容に応じて専門家の立場から、被災者の問題解決に向けてのアドバイスを行い、必要に応じて専門機関につなぐ役割を担います。</p> <p>◆事務局 管理業務：相談者の個人情報の管理の徹底。会計管理。 フォロー対応：電話での相談だけでは対応できない問題の専門機関、専門家へのリファー対応。 広報：電話相談活動の広報を埼玉県内の団体と連携し、Web やチラシ配布などにより告知。</p> <p>◆専門家 埼玉弁護士会 災害対策本部 白鳥 敏男 を中心とする埼玉弁護士会所属 弁護士の有志 埼玉青年司法書士協議会 幹事長 広瀬 隆 を中心とする同協議会所属の司法書士の有志 SSN こころのサポートチーム 阿部 利恵 を中心とする臨床心理士メンバー（9名） 震災支援ネットワーク埼玉 社会福祉士 桑原 匠 を中心とする社会福祉士メンバー（3名）</p> <p>◆計画の意思決定・管理・とりまとめおよび、関連機関との調整 1, 震災支援ネットワーク埼玉 運営委員会会議 (1)設置目的 被災者が抱える課題の洗い出しと解決策について検討し、事業の進捗管理を行う。 (2)メンバー 役員 4 名及び運営委員 2 名、合計 6 名により実施。必要に応じて行政担当者にも出席いただいて実施。 (3)開催時期 (6月、) 8月、10月、12月、2月 第 1 木曜日に開催（年間 5 回実施）</p>

【交流会・相談会運営支援事業】

統括責任者：SSN代表 猪股 正（弁護士：埼玉弁護士会との連携窓口）
副代表 広瀬 隆（司法書士：埼玉青年司法書士協議会との連携窓口）
副代表 北村 浩（政治学研究者：埼玉県庁 各担当者との連絡窓口）

相談会コーディネーター：高野 昭博：相談会運営コーディネート、専門家との調整業務

交流会コーディネーター：北村 浩（副代表）：埼玉県内で開催する交流会の運営サポート、調整

事務局：事務局長 愛甲 裕、事務局次長：町田 由香：交流会実施サポート、支援者ホットライン、スタッフ割り当て、渉外、広報、印刷物製作、会計、その他庶務を担当

会計/労務管理：近藤 克彦（税理士/社労士）

◆専門家

弁護士チーム：白鳥 敏男（埼玉弁護士会 災害対策本部）

司法書士チーム：広瀬 隆（埼玉青年司法書士協議会）

臨床心理士チーム：阿部 利恵（SSN心のサポートチーム）

社会福祉士チーム：桑原 匠（社会福祉士）

以上、各責任者により、毎回の相談員を募り、ローテーションで対応。

◆SSN心のサポートチーム

震災支援活動を行う臨床心理士9名により結成された専門チーム

メンバー：阿部理恵、萩原裕子、石井里美、森本佳代、高橋美幸、佐藤直子、齋藤雅代、伊波和恵、山下由起子

役割：傾聴を中心とした「心のサポート」活動を行い、必要に応じて対人支援のノウハウを支援者にレクチャーします。

また、相談会では、インテークを担当。相談者の悩みを傾聴し、必要な専門家につなぎます。

◆他機関、団体との連携のための会議

1、埼玉県 震災対策連絡協議会（四半期毎に開催）

埼玉弁護士会が主催し、埼玉県及び避難者受け入れ自治体、NPOなどの支援団体によって平成23年4月以来行われてきた連絡会議。平成25年度は四半期毎に開催。震災支援ネットワーク埼玉では、県内避難者の状況、支援団体の状況について取りまとめて報告を行います。

震災支援ネットワーク埼玉からは、代表 猪股、副代表 広瀬、北村、事務局長 愛甲が出席。

2、「福玉会議」被災者支援団体連絡会議（2ヶ月毎に開催）

埼玉県の被災者支援団体による連絡会議。県内避難者及び各支援団体が抱える問題点、課題の共有を行います。

震災支援ネットワーク埼玉からは、事務局長 愛甲が出席

3、震災支援三者会議（2ヶ月毎に開催）

埼玉弁護士会 震災対策本部、埼玉青年司法書士協議会と震災支援ネットワーク埼玉による被災者支援について検討する会議。

震災支援ネットワーク埼玉からは、副代表 広瀬、北村、事務局長 愛甲が出席

<p>事業終了後の 展 開</p>	<p>事業終了後、会議体の取り組みをどのように継続し、または発展させるのかを記載してください。</p> <p>埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、埼玉県青年司法書士協議会、臨床心理士、社会福祉士等専門家および社会資源先の機関との連携を保ち、事業終了後も協力体制を継続できるよう努めます。</p> <p>また、電話相談内容を取りまとめ、避難者の困りごとを分析・傾倒調査をすることで、刻々と変化し、多様化する被災者のニーズに的確に対応できます。</p> <p>また、期間内に集まった寄付金等を利用し、専門家謝金として充てることで、専門家への依頼を、事業終了後も継続して実施できるようにしていきます。</p>
<p>事業の先進性・ 普及性</p>	<p>どのような先進性を有するか、どのようにして他のモデルとなるのかを記載してください。</p> <p>電話相談では解決ができなかった問題については、社会資源へつなぐことにより解決・改善を図ります。その際に、社会資源リストの随時更新、刷新をすることにより、電話相談時だけでなく、交流会・相談会においても活用が可能となります。</p> <p>これは、埼玉県内避難中の被災者支援に特化した社会資源リストとなります。</p> <p>この社会資源リストは、各地の交流会、相談会、支援者と共有していくことで、地域ぐるみでの被災者支援活動をより深化させることが可能となります。</p>
<p>特記事項</p>	<p>特に説明しておきたい事項、アピールポイント等ありましたら記載してください。</p>

※用紙が足りない場合は、適宜追加してください。

※地域社会にとっての必要性（ニーズ）について確認できる資料（新聞の切り抜きやアンケート結果等）がある場合は、A4用紙1枚（両面可）に限り添付できます。

第3号様式（第4条関係）

地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）
収 支 予 算 書

申請者名 震災支援ネットワーク埼玉

【収入の部】

（単位：千円）

区 分	平成 25 年度 予 算 額	明 細
ふるさと・きずな維持・再生 支援事業補助金	5,463	
自己資金（負担者名）		
事業収入		
その他収入	707	
寄付金	707	寄付金 平成 23 年 3 月～平成 25 年 5 月末時点残高
収入合計	6,170	

【支出の部】

（単位：千円）

区 分	平成 25 年度 予 算 額	明 細
人件費	1,518	<ul style="list-style-type: none"> ・高野昭博：コーディネーター 交流会・相談会、専門家との調整業務 @7,710×27 回＝ 208,170 円 ・高野昭博：コーディネーター 電話相談の実施運営コーディネート、専門家との調整業務 @7,710×116 日＝894,360 円 ・北村浩：コーディネーター 埼玉県内で開催する交流会・相談会の運営サポート、調整 @7,710×27 回＝208,170 円 ・愛甲裕：SSN 事務局長 運営全体を管理 @7,710×27 回＝208,170 円
報償費	2,378	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家 交流会・相談会担当 1 弁護士、司法書士、臨床心理士、社会福祉士の交流会、相談 会参加謝金 @8,000×27 回＝216,000 円

1,518,870

2,378,000

		<ul style="list-style-type: none"> ・専門家 交流会・相談会担当 2 弁護士、司法書士、臨床心理士、社会福祉士の交流会、相談会参加謝金 @8000×27回=216,000円 ・専門家 電話相談担当 1 弁護士、司法書士、臨床心理士、社会福祉士のローテーションによる専門家による相談対応担当（1日6時間対応）@8,000円×116回=928,000円 ・専門家 電話相談担当 2 弁護士、司法書士、臨床心理士、社会福祉士のローテーションによる専門家による相談対応担当（1日6時間対応）@8,000円×116回=928,000円 ・税理士、社労士報酬 税理士・社会保健労務士への報酬 @10,000（月額）×9ヶ月=90,000円
旅費	1,170	スタッフ・専門家旅費 1,170,000 スタッフ、専門家全員の交通費 @130,000×9ヶ月
需用費	339	
消耗品費	135	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会の消耗品 交流会・相談会で必要な消耗品費@5,000円×9ヶ月=45,000円 事務用品 消耗品 事務用品費、消耗品費 @10,000×9ヶ月=90,000円
燃料費	45	スタッフガソリン代 資材移動等の為のガソリン代 @5,000×9ヶ月
印刷製本費	90	社会資源リスト・広報チラシ印刷代 交流会・相談会の案内告知チラシ・社会資源リスト印刷費 @10,000×9ヶ月
光熱水費	69	水道光熱費 事務局・電話相談事務所 水道光熱費の按分 @7,700×9ヶ月
役務費	270	
通信運搬費	225	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送代・切手代 行政、交流会実施団体への資料送付など @10,000×9ヶ月=90,000円 インターネット、固定電話、電話相談用光電話1回線 @15,000円×9ヶ月=135,000円 ※IP電話により2本の通話、インターネット通信が可能
手数料	45	振込手数料 人件費、報償費の振込手数料 @5,000×9ヶ月

67,300

使用料及び賃借料	495	
賃借料	495	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流会・相談会 会場費 交流会・相談会の会場費 (延べ 27 回、公共施設を利用) @5,000 × 27 回 = 135,000 円 ・ 事務局・電話相談事務所家賃 事務局・電話相談事務所 家賃の按分 @35,000 × 9 ヶ月 = 315,000 円 ・ 駐車場代 @5,000 × 9 ヶ月 = 45,000 円
支出合計	6,170	

- 注1 用紙の大きさは、A列4番とすること。欄が足りない場合は、適宜追加してください。
- 注2 「明細」欄には各区分の積算内訳として、名称、数量、単価、金額を必ず明確に記載すること。なお、「明細」については別紙として添付しても差し支えない。仕様については別途資料を添付すること。
- 注3 行政による他の補助事業も併せて利用する場合は、各補助金の用途を明確に区分し、この資金計画には、ふるさと・きずな維持・再生支援事業補助金を使用する部分の収支のみ記載すること。他の補助事業にかかる収支についてはこの資金計画には計上せず、別様式にて収支予算書を添付すること。また、他の補助事業の内容が分かる補助金交付要綱、要領等、用途の区分が分かる資料を添付すること。

